

日本ダイエット推進センター定款

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、科学的根拠に基づいたダイエットの重要性を認識して、その知識、技術等の普及・知識の醸成・教育を行い、美しい身体を保ち、自己実現のために充実した日常生活を維持することで、生活習慣病の予防、健康寿命の延長、医療費の軽減などを通じて社会貢献に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、日本ダイエット推進センターと称する。

(事務局等)

第3条 本会は事務局を東京都渋谷区代々木1-53-1におく。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 科学的根拠に基づいたダイエットの普及と教育活動
2. 「ダイエット・マネージメント・コンシェルジュ」および「ダイエット・マネージメント・スペシャリスト」認定のための講習会の開催、および「ダイエット・マネージメント・コンシェルジュ」および「ダイエット・マネージメント・スペシャリスト」認定証の発行
3. ダイエットに関係する相談窓口の開設
4. 科学的根拠に基づいたダイエットに関係する知識、方法、技術などに関する評価および研究
5. テキスト、専門書、パンフレットなどの作成と発行
6. 研究会や学会などの開催と大腸がんに関する学術活動
7. その他の本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員等

(会員種別)

第5条 本会は次の会員をもって構成する。

1. 正会員：本協会の目的に賛同する者および団体、法人等
2. 特別会員：本協会の目的を達成する上に必要で、理事会の承認を受けた者および団体、法人等
3. 名誉会員：本協会の発展に貢献した者で、理事会の推薦を受け、総会において承認を受けた者および団体、法人等
4. 賛助会員：本協会の主旨および活動に協賛する者および団体、法人等

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第7条 本会の会員は、その旨を理事長に届け出て退会することができる。

(除名)

第8条 本会の会員で、本協会の名誉を毀損し、又はこの定款に反する行為があったときは、理事会の議決により除名することができる。

第3章 役員等

(種別)

第9条 本会は次の役員をおく。

理事は15名以内とし、理事の中から理事長1名、監事は1名とする。

2. 役員は、別に定めるところにより選出する。
3. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第10条 理事長は本協会を代表し、職務を総理する。

2. 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事の中から互選された1名がその職務を行う。
3. 理事は、理事会を組織して、第15条に定める事項を議決し執行する。
4. 監事は、職務および財産状況を監査する。

(任期)

第11条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2. 役員は任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行わなければならない。
3. 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第12条 役員で、役員にふさわしくない行為があったときは、理事会の議決により、解任することができる。

(顧問)

第13条 本会に会長および最高顧問、顧問をおくことができる。

2. 会長および最高顧問、顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
3. 会長および最高顧問、顧問は、本協会の重要な事項について、理事長の諮問に応じて意見を述べることができる。
4. 会長および最高顧問、顧問任期は5年とする。但し再任を妨げない。

第4章 理事会

(構成)

第14条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第15条 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項について議決する。

1. 事業計画および収支予算の決定
2. 事業報告および収支決算の承認
3. その他、本協会の運営に関する事項

(招集)

第16条 理事会は理事長が招集する。

2. 理事会を招集する場合は、あらかじめ理事に対して通知する。

(開催)

第17条 理事会は理事長が必要と認めたときに随時開催する。

(議長)

第18条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(定足数)

第19条 理事会は、理事の3分の1以上の出席（委任状提出者を含む）がなければ開会することができない。

(議決)

第20条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

(議事録)

第21条 理事会の議事については、議事録を作成する。

第5章 委員会

(委員会の設置)

第22条 本協会の活動のため、次の委員会をおく。

1. ダイエット医科学委員会
2. その他、必要な委員会
2. 委員会の運営規定は別に定める。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第23条 本会の資産は、次によって構成する。

1. 講習会参加費、認定料
2. 寄付金
3. 資産から生ずる収入

4. 事業にともなう収入
5. テキスト、専門書、パンフレットなどによる収入
6. その他の収入

(資産の管理)

第24条 本会の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の定めるところによる。

(経費の支弁)

第25条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(予算および決算)

第26条 本会の収支予算は、年度開始前に理事会の議決を経て定め、収支決済は年度終了後3ヶ月以内に、その年度末財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第28条 この定款は、理事会の議決により変更することができる。

(解散)

第29条 本会は、事業の継続が不可能な状態になった場合に解散する。この場合、理事会の議決による。

第8章 雑則

(委任)

第30条 この定款の施行について必要な事項は、理事会によって別に定める。

付則

1. この定款は、2015年4月1日より施行する。
2. 本会の設立初年度の役員の任期、事業計画、および収支予算は理事会の定めるところによる。